

調査計画

1 調査の名称

民間給与実態統計調査

2 調査の目的

本調査は、民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び税務行政の運営に必要な基本的事項を明らかにするための民間給与実態統計を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (全国 その他)

(2) 属性的範囲 (個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他)

所得税法の規定により、給与等について源泉徴収する義務がある者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約27,000事業所（母集団の大きさ：約350万事業所）

(2) 報告者の選定方法 (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

源泉徴収義務者名簿を基に、源泉徴収義務者を国税局ブロック別、給与所得者数別に区分して無作為抽出する。（詳細は、別添1参照）

(3) 報告義務者

源泉徴収義務者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

イ 報告義務者に関する事項

(イ) 名称又は氏名

(ロ) 所在地又は住所

(ハ) 企業の主な業務

(ニ) 給与所得者用調査票の層番号及び人員数

(ホ) 組織及び資本金

(ヘ) 給与所得者数

(ト) 年間給与支給総額

(チ) 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

□ 紙と所得者（調査対象に選定された報告義務者が、所得税法第183条第1項の規定により、所得税を源泉徴収して納付している紙と所得者（同法第185条第1項第3号に規定する給与等の支払を受けた者を除く。））に関する事項

（イ）紙と所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務

（ロ）年中の給与の受給月数

（ハ）年末調整の有無

（ニ）控除対象配偶者の有無、扶養親族の内訳及び本人控除の有無

（ホ）給与の金額

（ヘ）諸控除（所得控除額及び税額控除額）の内訳

（ト）年税額

〔集計しない事項の有無〕 □無 ■有

以下の事項については、疑義照会又は審査時のみ用いるものであり、集計は行わない。

・報告義務者に関する事項のうち名称又は氏名

・紙と所得者に関する事項のうち紙と所得者の氏名又は記号等

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年前年の12月末日現在（一部の項目については、調査実施年の前年の3月末、6月末、9月末及び12月末現在並びに調査実施年の前年の1年間（1月～12月））

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

国税庁－民間事業者－報告者

（2）調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール）

□調査員調査 □その他（ ）

〔調査方法の概要〕

国税庁が業務を委託した民間事業者は、報告者に対し、郵送又はオンラインにより調査票を配布し、回収する。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、政府統計共同利用システムから当該報告に係る報告内容を入手する。

〈民間事業者に委託する主な業務内容〉

・調査票関係用品の印刷、作成

・調査票及び調査関係書類の送付、調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促業務、調査票及び調査関係書類の再送付

・調査票の受付・整理、審査、調査票データの電子化

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年1月上旬～2月末日（実施年ごとの暦の関係で一定の変動があり得る。）

8 集計事項

別添2 統計表参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(2) 公表の期日

概要については調査実施年の9月末日まで、詳細については調査実施年の11月末日までに行う。

10 使用する統計基準等

使用する→ 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

集計結果の業種別の表示において、日本標準産業分類の大分類を独自に一部統合した分類を使用する。（別添3 参照）

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・記入済み調査票・・・受理した日から2年
- ・調査票の内容を記載した電磁的記録媒体・・・常用

(2) 保存責任者

国税庁長官官房企画課長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし

別添1

民間給与実態統計調査の標本抽出について

1 標本抽出の方法

民間給与実態統計調査は標本調査により行い、調査対象を選定するための標本の抽出は、①調査対象源泉徴収義務者の抽出、②調査対象給与所得者の抽出の2段階抽出法によるが、具体的な抽出方法は次のとおりである。

(1) 調査対象源泉徴収義務者の抽出（第1段抽出）

調査対象源泉徴収義務者の抽出は、次の方法による。

イ 源泉徴収義務者をブロック別に区分する。

ロ ブロック別の源泉徴収義務者を毎年6月30日現在給与所得者数により第1層から第7層に区分し、各層ごとの抽出率に応じて調査対象源泉徴収義務者を抽出する。

ハ 第1層から第7層の区分のほかに、資本金10億円以上の株式会社の本社で、本社の給与所得者数が500人未満の源泉徴収義務者を第8層とし、調査対象源泉徴収義務者を抽出する。

(2) 調査対象給与所得者の抽出（第2段抽出）

調査対象給与所得者の抽出は、次の方法による。

イ 給与の金額が2,000万円以下の給与所得者については、各層に応じた抽出率により抽出し調査対象給与所得者とする。

ロ 給与の金額が2,000万円を超える給与所得者は、全数を調査対象給与所得者（以下「2,000万円超調査対象給与所得者」という。）として抽出する。

2 層別区分並びに調査対象源泉徴収義務者及び調査対象給与所得者の抽出率

(1) 層別区分は、別表のとおりである。

(2) 調査対象源泉徴収義務者の抽出率は、別表の「全体としての調査対象源泉徴収

義務者の抽出率（B）」欄のとおりである。

- (3) 調査対象給与所得者の抽出率は、別表の「調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率（C）」欄のとおりである。

3 調査結果の推計方法

調査結果の推計は、各層別に集計された結果に、①調査対象源泉徴収義務者及び2,000万円超調査対象給与所得者については、別表の「全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率（B）」欄の、②2,000万円超調査対象給与所得者以外の調査対象給与所得者については、別表の「全体としての調査対象給与所得者の抽出率（D）」欄の抽出率の逆数を乗じたそれぞれの結果を合算して求める方法による。

別 表

層 別 及 び 抽 出 率 の 区 分

層 別	源泉徴収義務者の給与所得者数等の区分 (A)	全体としての調査対象源泉徴収義務者の抽出率 (B)	調査対象源泉徴収義務者における調査対象給与所得者の抽出率 (C)	全体としての調査対象給与所得者の抽出率 (D) [(B) × (C)]
第1層	1～ 9人	1／400	1／1	1／400
第2層	10～ 29人	1／200	1／2	1／400
第3層	30～ 99人	1／60	1／6	1／360
第4層	100～ 499人	1／15	1／20	1／300
第5層	500～ 999人	1／3	1／100	1／300
第6層	1,000～4,999人	1／1	1／200	1／200
第7層	5,000人以上	1／1	1／200 (上限100人)	1／200 (上限100人)
第8層	本 社	1／1	1／20	1／20

(注) 「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

別添2

統 計 表

全国計表

第1表 給与所得者数・給与額・税額

第2表 給与所得者数・給与額・源泉徴収義務者数

- その1 企業規模別・事業所規模別
- その2 業種別・事業所規模別
- その3 業種別・企業規模別

第3表 給与階級別の総括表

- その1 1年を通じて勤務した給与所得者
- その2 1年未満勤続の給与所得者
- その3 累年比較（給与所得者数）
- その4 累年比較（給与所得者の構成比）
- その5 累年比較（給与総額）
- その6 累年比較（平均給料・手当）
- その7 累年比較（平均賞与）
- その8 累年比較（平均給与）
- その9 1年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く）
- その10 1年未満勤続の給与所得者（乙欄適用者を除く）

第4表 事業所規模別及び給与階級別の総括表

- その1 給与所得者数
- その2 給与総額
- その3 平均給与
- その4 1年未満勤続の給与所得者数
- その5 給与所得者数（乙欄適用者を除く）
- その6 給与総額（乙欄適用者を除く）
- その7 平均給与（乙欄適用者を除く）
- その8 1年未満勤続の給与所得者数（乙欄適用者を除く）

第5表 事業所規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額

- その1 事業所規模 1～4人
- その2 事業所規模 5～9人
- その3 事業所規模 10人未満
- その4 事業所規模 10人以上
- その5 事業所規模 30人以上

- その6 事業所規模 100人以上
- その7 事業所規模 500人以上
- その8 事業所規模 1,000人以上
- その9 事業所規模 5,000人以上
- その10 事業所規模 30人以上計
- その11 事業所規模 合計

第6表 企業規模別及び給与階級別の総括表

合計

- その1 紙与所得者数
- その2 紙与総額
- その3 平均紙与
- その4 1年未満勤続の紙与所得者数
- その5 紙与所得者数（乙欄適用者を除く）
- その6 紙与総額（乙欄適用者を除く）
- その7 平均紙与（乙欄適用者を除く）
- その8 1年未満勤続の紙与所得者数（乙欄適用者を除く）

役員

- その1 紙与所得者数
- その2 紙与総額
- その3 平均紙与
- その4 1年未満勤続の紙与所得者数
- その5 紙与所得者数（乙欄適用者を除く）
- その6 紙与総額（乙欄適用者を除く）
- その7 平均紙与（乙欄適用者を除く）
- その8 1年未満勤続の紙与所得者数（乙欄適用者を除く）

正社員（正職員）

- その1 紙与所得者数
- その2 紙与総額
- その3 平均紙与
- その4 1年未満勤続の紙与所得者数
- その5 紙与所得者数（乙欄適用者を除く）
- その6 紙与総額（乙欄適用者を除く）
- その7 平均紙与（乙欄適用者を除く）
- その8 1年未満勤続の紙与所得者数（乙欄適用者を除く）

正社員（正職員）以外（パート・アルバイトなど）

- その1 紙与所得者数
- その2 紙与総額
- その3 平均紙与
- その4 1年未満勤続の紙与所得者数
- その5 紙与所得者数（乙欄適用者を除く）
- その6 紙与総額（乙欄適用者を除く）

その7 平均給与（乙欄適用者を除く）

その8 1年未満勤続の給与所得者数（乙欄適用者を除く）

第7表 企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額

合計

その1 企業規模 個人

その2 企業規模 資本金2,000万円未満の株式会社

その3 企業規模 資本金2,000万円以上の株式会社

その4 企業規模 資本金5,000万円以上の株式会社

その5 企業規模 資本金1億円以上の株式会社

その6 企業規模 資本金10億円以上の株式会社

その7 企業規模 株式会社計

その8 企業規模 その他の法人

その9 企業規模 合計

役員

その1 企業規模 資本金2,000万円未満の株式会社

その2 企業規模 資本金2,000万円以上の株式会社

その3 企業規模 資本金5,000万円以上の株式会社

その4 企業規模 資本金1億円以上の株式会社

その5 企業規模 資本金10億円以上の株式会社

その6 企業規模 株式会社計

その7 企業規模 その他の法人

その8 企業規模 合計

正社員（正職員）

その1 企業規模 個人

その2 企業規模 資本金2,000万円未満の株式会社

その3 企業規模 資本金2,000万円以上の株式会社

その4 企業規模 資本金5,000万円以上の株式会社

その5 企業規模 資本金1億円以上の株式会社

その6 企業規模 資本金10億円以上の株式会社

その7 企業規模 株式会社計

その8 企業規模 その他の法人

その9 企業規模 合計

正社員（正職員）以外（パート・アルバイトなど）

その1 企業規模 個人

その2 企業規模 資本金2,000万円未満の株式会社

その3 企業規模 資本金2,000万円以上の株式会社

その4 企業規模 資本金5,000万円以上の株式会社

その5 企業規模 資本金1億円以上の株式会社

その6 企業規模 資本金10億円以上の株式会社

その7 企業規模 株式会社計

その8 企業規模 その他の法人

その9 企業規模 合計

第8表 業種別及び給与階級別の総括表

- その1 納付所得者数
- その2 納付総額
- その3 平均納付
- その4 1年未満勤続の納付所得者数
- その5 納付所得者数（乙欄適用者を除く）
- その6 納付総額（乙欄適用者を除く）
- その7 平均納付（乙欄適用者を除く）
- その8 1年未満勤続の納付所得者数（乙欄適用者を除く）

第9表 業種別及び給与階級別の給与所得者数・給与額

- その1 業種 建設業
- その2 業種 製造業
- その3 業種 卸売業、小売業
- その4 業種 宿泊業、飲食サービス業
- その5 業種 金融業、保険業
- その6 業種 不動産業、物品賃貸業
- その7 業種 運輸業、郵便業
- その8 業種 電気・ガス・熱供給・水道業
- その9 業種 情報通信業
- その10 業種 学術研究、専門・技術サービス、教育、学習支援業
- その11 業種 医療、福祉
- その12 業種 複合サービス事業
- その13 業種 サービス業
- その14 業種 農林水産・鉱業
- その15 業種 合計

第10表 事業所規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額

- その1 納付所得者数
- その2 納付総額
- その3 平均納付
- その4 納付所得者数（乙欄適用者を除く）
- その5 納付総額（乙欄適用者を除く）
- その6 平均納付（乙欄適用者を除く）

第11表 企業規模別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額

- その1 納付所得者数
- その2 納付総額
- その3 平均納付
- その4 納付所得者数（乙欄適用者を除く）

その5 給与総額（乙欄適用者を除く）

その6 平均給与（乙欄適用者を除く）

第12表 業種別及び年齢階層別の給与所得者数・給与額

その1 1年を通じて勤務した給与所得者

その2 1年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く）

第13表 事業所規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額

その1 給与所得者数

その2 給与総額

その3 平均給与

その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く）

その5 給与総額（乙欄適用者を除く）

その6 平均給与（乙欄適用者を除く）

第14表 企業規模別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額

その1 給与所得者数

その2 給与総額

その3 平均給与

その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く）

その5 給与総額（乙欄適用者を除く）

その6 平均給与（乙欄適用者を除く）

第15表 業種別及び勤続年数別の給与所得者数・給与額

その1 1年を通じて勤務した給与所得者

その2 1年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く）

第16表 給与階級別の納税者数・非納税者数

その1 1年を通じて勤務した給与所得者

その2 1年未満勤続の給与所得者

その3 1年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く）

その4 1年未満勤続の給与所得者（乙欄適用者を除く）

第17表 給与階級別の諸控除

合計

その1 総括表

その2 扶養人員別の社会保険料及び生命保険料控除

男

その1 総括表

その2 扶養人員別の社会保険料及び生命保険料控除

女

その1 総括表

その2 扶養人員別の社会保険料及び生命保険料控除

第18表 給与階級別の扶養人員別表

- その1 配偶者控除のある納税者
- その2 配偶者控除のない納税者
- その3 配偶者控除のある非納税者
- その4 配偶者控除のない非納税者
- その5 その1～4の合計
- その6 年末調整を行った1年未満勤続の給与所得者
- その7 年末調整を行った1年未満勤続の給与所得者のうち納税者
- その8 年末調整を行った1年未満勤続の給与所得者のうち非納税者

第19表 給与階級別年末調整を行わなかった給与所得者数・給与額・税額

- その1 1年を通じて勤務した給与所得者
- その2 1年未満勤続の給与所得者
- その3 給与額が2,000万円を超える給与所得者数・給与額等
- その4 給与額が2,000万円を超える者の扶養人員別表

国税局別表

第1表 国税局別・事業所規模別・企業規模別及び業種別の給与所得者数

第2表 国税局別及び事業所規模別の給与所得者数・給与額

- その1 給与所得者数
- その2 給与総額
- その3 平均給与
- その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く）
- その5 給与総額（乙欄適用者を除く）
- その6 平均給与（乙欄適用者を除く）

第3表 国税局別及び企業規模別の給与所得者数・給与額

- その1 給与所得者数
- その2 給与総額
- その3 平均給与
- その4 給与所得者数（乙欄適用者を除く）
- その5 給与総額（乙欄適用者を除く）
- その6 平均給与（乙欄適用者を除く）

第4表 国税局別及び業種別の給与所得者数・給与額

- その1 1年を通じて勤務した給与所得者
- その2 1年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く）

第5表 国税局別及び給与階級別の納税者数・非納税者数

- その1 札幌国税局
- その2 仙台国税局
- その3 関東信越国税局
- その4 東京国税局
- その5 金沢国税局
- その6 名古屋国税局
- その7 大阪国税局
- その8 広島国税局
- その9 高松国税局
- その10 福岡国税局
- その11 熊本国税局
- その12 沖縄国税事務所

第6表 国税局別の給与所得者数・給与額

別添3

民間給与実態統計調査の業種分類

業種名	産業分類
建設業	建設業
製造業	製造業
卸売業，小売業	卸売業，小売業
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業，飲食サービス業
金融業，保険業	金融業，保険業
不動産業，物品賃貸業	不動産業，物品賃貸業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業
運輸業，郵便業	運輸業，郵便業
情報通信業	情報通信業
医療，福祉	医療，福祉
学術研究，専門・技術サービス業、教育，学習支援業	学術研究，専門・技術サービス業、教育，学習支援業
サービス業	生活関連サービス業，娯楽業、サービス業、分類不能の産業
複合サービス事業	複合サービス事業
農林水産・鉱業	農業，林業、漁業、鉱業，採石業，砂利採取業

(参考情報)

○目標精度、回収率等

目標は設定していませんが、結果精度について、調査結果の品質が劣化していないか常時把握しています。